

株式会社 共生 安全協議会会則

第 1 章 総 則

第 1 条 (名 称)

本会は「株式会社 共生 安全協議会」と称す。

第 2 条 (場 所)

本会の事務局は株式会社 共生（以下(株)共生と称する）本社に置く。又、必要により(株)共生の支店又は営業所に支部を設けることができる。

第 3 条 (目 的)

本会は、(株)共生の工事現場での労働災害防止対策の推進を図り、もって労働災害撲滅の実をあげ、本会会員の従業員を保護し、且つ会員相互の安全意識の向上と会員の繁栄を図ることを目的とする。

第 4 条 (実施事項)

本会は前条の目的を達成する為に、次の事項を行うものとする。

- (1) 安全災害防止の研究と促進
- (2) 安全災害防止に関する(株)共生との提携協力
- (3) 労働法令その他の安全衛生に関する研修
- (4) 定期的な作業所のパトロール
- (5) 作業環境の調査及び対策の実施
- (6) 優良会員並びに優良従業員に対する表彰
- (7) 労災互助金の支給による相互扶助の実施
- (8) その他本会の目的を達成する為に必要な事項

第 2 章 会 員

第 5 条 (会員資格)

本会は次に該当するものを持って組織する。

- (1) (株)共生及びその工事に係る、資機材納入業者及び下請負業者（直接に限る）
- (2) その他特に必要と認める関係者

第 6 条 (入会及び退会)

- (1) 榊共生と取引関係が成立するのをもって自動的に会員となる。
- (2) 榊共生との取引関係停止又は工事完了後 6 ヶ月以上、次の取引のない場合（但し、役員会員を除く）をもって自動的に退会扱いとする。

第 3 章 役 員

第 7 条 (役 員)

本会に次の役員を置く。

- | | |
|---------|-----|
| (1) 会 長 | 1 名 |
| (2) 副会長 | 2 名 |
| (3) 理 事 | 3 名 |
| (4) 幹 事 | 1 名 |
| (5) 監 査 | 1 名 |
| (6) 顧 問 | 若干名 |

第 8 条 (役員の仕事)

役員の仕事は次の通りとする。

- (1) 会長は本会を代表し、会務を統轄する。
- (2) 副会長は会長を補佐すると共に、会長に事故あるときはその仕事を代行する。
- (3) 理事は会長、副会長を補佐する。
- (4) 幹事は本会の仕事を統轄する。
- (5) 監査は本会事務局の会計監査を行う。
- (6) 顧問は必要に応じて会長が指名するものとし、任期は特に定めず、会長の諮問に応じて本会の指導を行う。

第 9 条 (役員を選出)

会員は定時総会において会長、副会長、理事、幹事、監査を選任する。

役員の仕事は 2 年間とし、重任は妨げない。又、役員の仕事についてはこれを禁ずる。

第 10 条 (役員の仕事)

役員中に欠員が生じた場合は、役員会で会員の中から指名する（会長を除く）ものとし、その任期は前任者の残任期間とする。

第 4 章 会 議

第 1 1 条 (定時総会)

定時総会は毎年 1 回 2 月に開催し、次の事項を付議する。

- (1) 前期間における会務の報告及び今期の行事予定
- (2) 会計収支報告及び予算
- (3) 役員選出 (2 年おき)
- (4) 会則変更 (変更あるとき)
- (5) その他必要事項

第 1 2 条 (役員会)

役員会は毎年 2 回定期に開催し、次の事項を審議する。又、必要に応じて会長は臨時役員会を招集できる。

- (1) 会務遂行についての事項
- (2) 総会に付議すべき事項
- (3) その他役員及び会員より提案があった事項

第 1 3 条 (会議の成立)

会議は会議構成員の過半数によって成立し、議決又は承認は出席者の過半数で決する。会議の議長は会長又は副会長がこれにあたる。

第 1 4 条 (委員会)

役員会は本会の目的を達する為に、必要に応じて会員の中から委員を任命し、その委員に本会の実施事項の執行を命ずることができる。

第 5 章 会 費

第 1 5 条 (会 費)

本会の運営に必要な費用は会費をもってこれにあてる。

会費が不足した場合は、(株)共生よりの支援金をもってこれにあてる。

第 1 6 条 (料 率)

会費は毎月の支払日に、(株)共生への請求金額 (支払対象金額) の内、消費税及び地方消費税を控除したものに対して 2 / 1 0 0 0 の料率を乗じた額とする。(1 0 0 円未満は切捨て)

第17条 (会計年度)

本会の会計年度は毎年2月1日から翌年1月31日までとする。
会計の収支は定時総会で報告されるものとする。

第6章 互助金

第18条 (互助金)

1 本会は、本会会員の従業員が(株)共生の工事現場で労働災害及び通勤災害に遭遇した場合に次により互助金を支給する。

災害区分 (労災保険に同じ)	互助金額
死亡	2,000万円
障害1・2・3級	
傷病1・2・3級	
障害4・5級	1,600万円
障害6・7級	1,200万円

2 但し、労働災害、通勤災害が労働者災害補償保険法の認定を受けない場合及び、身体障害8～10級のものについては支給しない。

第19条 (保険)

- 1 本会は会員の従業員に対する労働災害の互助金の支給の為に、労災上積保険に加入し、その支払原資にあてるものとする。
- 2 保険は(株)共生が加入している財団法人建設業福祉共済団のものに共済金上乘せの形で加入するものとする。

第7章 附則

第20条 (附則)

本会則は平成14年 2月 1日より施行する。
尚、第17条の互助金については平成14年6月よりの保険更新時よりとし、それまでは互助金額の半額に読み替えるものとする。

以上